

令和3年度第4回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第4回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和3年7月19日(月) 9:30～

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員 第2番 戸田 昭 委員
第3番 大迫 清恵 委員 第4番 城納 清隆 委員
第5番 釜田 雄二 委員

4. 欠席委員

なし

5. 会議に付した議案等

議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の承認について

報告第1号 公共工事の施工に伴う農地の復元に係る完了報告書の受理について

報告第2号 農地転用工事(農地法第5条申請)の完了報告書の受理について

報告第3号 農地利用配分計画の認可の公告について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 名原 昌邦 主任 大友 康平

8. 議事

事務局

令和3年度第4回川本町農業委員会総会を開催いたします。開催するにあたり会長より挨拶をお願いします。

会長

お早うございます。今朝も良い天気でしたが蒸し暑くもなってきました。先週は発達した梅雨前線或いは線状降水帯と特に静岡は大変な被害をうけました。島根県では、東部が被災にありました。被災された方々にお見舞い申し上げますと供に亡くなられた方へお悔やみ申し上げます。

水稻の状況は早いところでは穂が出ており、8月下旬には稲刈りができるのではないかと思います。全体的には穂ばらみ期に入り今一番、水が必要な時期ですが、このまま順調に成長していくのではないかと考えております。

来週より東京オリンピックが始まりますが、新型コロナの感染・拡大が広がっているようですが注意をしなければなりません。

本日、議事が議案1件、報告事項4件ございます。それでは、出席者報告及び総

会成立宣言につきまして事務局よりお願いします。

事務局

本日、委員総数5名、出席委員数5名、委任状0名、欠席者数0名で農業委員会法第27条第3項の規定により過半に達していることから、本総会が成立することを宣言します。

会長

総会成立ということで、議事録署名委員の指名をします。■■■■委員、■■■■委員にお願いしますがよろしいですか。

■■■■番委員

はい。

会長

それでは、議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の承認について審議したいと思いますが、8件ございまして一括で事務局より説明してもらい、後ほど審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長

異議なしということで、それでは議案第1号について、8件を一括で事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の承認について、ご説明します。案件は8件ございますので順に説明します。

番号1、資料3頁をお開き下さい。令和3年6月14日付けで、事業者より事業計画書の提出がありました。申請者は、■■■■さんです。

資料5頁をお開き下さい。申請農地は、川本町大字■■■■、地目は畑、面積は■■■■㎡の内1㎡です。土地の所有者は■■■■さんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

選定理由としては、この周辺地域では携帯電話の不感地域となっており、多数のお客様からの要望により、不感地域を改善するために基地局を設置することとなりました。この周辺地域の地形や電波状況等により、広範囲に渡り見通し可能な場所でない和不感地域が改善されないため、当該申請地を選定しました。

用地については、農用地区域以外の土地についても検討しましたが、当該申請地が最も効率よく広範囲に通信を確保できることから必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるため、この申請地を選定されております。

なお農地図については、資料12頁をご覧ください。あと計画につきましては、資料7～9頁に位置図等関係図面、資料10頁に現況写真、資料11頁に建設後のイメージ写真を掲載していますので確認をお願いします。

また現地の状況については、7月13日(火)に■■■■委員と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料13頁に掲載しております。

転用については、農地法規則第53条第1項第14号で、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外として定めてあります。よって、農地又は採草放牧

地の転用のための権利移動の制限の例外となる施設に該当しますので、受理の通知をし、工事に着手してもらいたいと思います。以上で番号1の説明を終わります。

続いて番号2、資料14頁をお開き下さい。令和3年6月10日付けで、事業者より事業計画書の提出がありました。申請者は、XXXXXXXXXXさんです。

資料16頁をお開き下さい。申請農地は、川本町大字XXXXXXXXXX、地目は畑、面積はXXXXXX㎡の内4㎡です。土地の所有者はXXXXXXXXXXさんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

選定理由としては、この周辺地域では携帯電話の不感地域となっており、多数のお客様からの要望により、不感地域を改善するために基地局を設置することとなりました。この周辺地域の地形や電波状況等により、広範囲に渡り見通し可能な場所でないことと不感地域が改善されないため、当該申請地を選定しました。

用地については、農用地区域以外の土地についても検討しましたが、当該申請地が最も効率よく広範囲に通信を確保できることから必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるため、この申請地を選定されております。

なお農地図については、資料23頁をご覧ください。あと計画については、資料18～20頁に位置図等関係図面、資料21頁に現況写真、資料22頁に建設後のイメージ写真を掲載していますので、確認をお願いします。

また現地の状況について、7月13日(火)にXXXXXX委員とXXXXXX委員と一緒に現地確認をしています。資料24頁に掲載しております。

転用については、農地法規則第53条第1項第14号で、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外として定めてあります。よって、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外となる施設に該当しますので、受理の通知をし、工事に着手してもらいたいと思います。以上で番号2の説明を終わります。

XXXXXX委員

会長、この案件は件数が多いので、申請内容については全て一緒だと思うので該当農地の詳細を中心に説明されてみてはどうでしょうか。

会長

XXXXXX委員より説明内容について要望がございましたが、そのようにしてもよろしいでしょうか。それでは事務局は、よろしくお願いします。

事務局

それでは、該当農地の詳細を中心に説明させていただきます。続きまして番号3を説明します。資料25頁からになります。申請農地につきましては、資料27頁をお開き下さい。川本町大字XXXXXXXXXXの土地で、地目は畑、面積はXXXXXX㎡の内XXXXXX㎡です。土地の所有者はXXXXXXXXXXさんです。転用の理由は、同じく携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

農地図については、資料34頁をご覧ください。あと計画については、資料29～31頁に位置図等関係図面、資料32頁に現況写真、資料33頁に建設後のイメージ写真を掲載していますので確認をお願いします。

また現地の状況につきましては、7月13日(火)にXXXXXX委員とXXXXXX委員と一緒に現地確認をしています。資料35頁に掲載しております。

続きまして番号4、資料36頁からになります。こちらに関しても申請者は、XXXXXXXXXX

最後に番号8、資料80頁からになります。こちらにつきましても申請者は、
さんです。

資料82頁をお開き下さい。申請農地は、川本町大字、地目は畑、面積はm²の内m²です。土地の所有者はさんです。転用の理由は、携帯電話用無線基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しております。

なお農地図については、資料89頁をご覧ください。計画については、資料84～86頁に位置図等関係図面、資料87頁に現況写真、資料88頁に建設後のイメージ写真を掲載していますので確認をお願いします。

また現地の状況については、7月15日(木)に会長と委員と一緒に現地確認をしています。資料90頁に掲載しております。以上で番号8の説明を終わります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

ただいま事務局より、議案第1号について説明がございました。番号1～3までは現地調査を委員と委員に行っていただいております。番号4～8は私と委員さんで行っております。番号1～3について委員と委員は、現地調査の結果について何かございますでしょうか。報告をお願いします。

委員

現地確認しましたが、3件とも地目は畑ですが現況は草刈されたくらいで、電柱が立っても周りの営農には支障は無いと思います。

委員

特にはないです。

会長

番号4～8につきましては、委員と行かせてもらいましたが周囲への影響、或いは耕作等の影響はございません。不在地主の方が殆どですが支障は無いと思います。

3番委員

私も特に支障が無いと思いました。

会長

それでは、しばらく書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご質問・ご意見等ございませんか。

委員

転用の面積ですが、殆ど1m²の中で4m²や2.25m²があります。4m²はフェンス設置がされるようですが何もしない1m²と違い、どのような考え方で設置されるのでしょうか。あと、資料の農地図の航空写真に設置予定の位置を印していただくと分かりやすく良いと思います。

会長

ただいま委員より転用面積と設置箇所の図面についてのご意見がございましたが、事務局から何かございますか。

事務局

フェンスについては、事業者は何を基準に設置するのか詳細を聞き取りしていない

為、回答しかねます。航空写真については、次回から改善し、示したいと思います。

■委員

事業者へはフェンスをする、しないでは何が違うのか確認をお願いします。

事務局

そのあたりの基準について確認しておきます。

■委員

参考までに聞かせてほしいのですが、今回は一挙に川本間で無線基地局を設置するということで、図面見ると全ての基地局に光ケーブルを引っ張ってくるようになっていて、川本のまげなネットとの兼ね合いか関連があるのですか。

事務局

因果関係は無いと思います。事業者としては、エリアを拡大したいと言われており、まげなネットとの関係は聞いておりません。

■委員

私の記憶だと今まで単独の基地局設置で光ケーブルを引っ張ってくる事例は無かったように思えるのですが。

■委員

他にもあります。光ケーブルを引っ張っている箇所もあります。

■委員

分かりました。

会長

他にございませんか。無いようでしたら議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の承認について、承認してよろしいでしょうか。承認してよろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで承認いたします。それでは報告事項に移ります。報告第1号 公共工事の施行に伴う農地の復元に係る完了報告書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 公共事業の施行に伴う農地の復元に係る完了報告書の受理について、ご報告します。資料9 1頁をお開き下さい。工事発注者は、XXXXXXXXXXさんです。この報告書は、XXXXXXXXXXが行う公共事業の施行に伴い、農地を一時転用した完了報告です。

事業工事名は、濁川防災安全交付金工事です。土地は川本町大字XXXXXXXXXX、地目は田、面積XXXXXX㎡、同じく川本町大字XXXXXXXXXX、地目は田、面積XXXXXX㎡の2筆です。転用目的は、公共工事の施行ヤードとして使用したいため、ということです。一時転用期間は、令和2年11月20日からであり、農地復元年月日は令和3年6月30日です。報告者に確認したところ、農地の復元完了後に地権者へ確認し承諾を得たとのことでした。

位置図については、現地写真を資料9 2頁、農地図を9 3頁に掲載しています。

また現地の状況については、7月15日(木)にXXXXXX会長とXXXXXX委員と一緒に現地確認をしています。

以上で、報告第1号を終わります。

会長

報告第1号について、現地調査は■■■委員と私で行っております。現地確認し、この水田は中間管理機構で管理している農地です。資料93頁の農地図で見ると所有者は■■■さんと■■■さんですが隣の■■■、■■■も含めて一枚にされております。施行状況は、若干石がありましたが方面良好な状況でした。水については■■■で井戸からポンプであげてあります。一枚にしていますので境界が分からないと思い、所有者の■■■さんへ確認しました。図面で境界は分かるので、ということでしたが境が分かるように杭を打っていただくと助かるということでした。松川さんは不在のため確認がとれておりません。現地は大旨、良好な案件だと解釈しております。■■■委員さん何かございますか。

■■■委員

会長が言われたのとほぼ一緒です。境界については地権者の方もきちんとしていたのだらうれしいというお話でしたので、その辺は業者の方へは伝えられていますか。

事務局

境界につきましては農地耕作改善事業で町が関係していることから地域整備課経由で依頼はしていきたいと思えます。

■■■委員

先ほど言われたようにプラスチックの破片であったりとか気になるものがありました。耕作される方も確認されたということでしたので良好な状態ではないかと思えました。

会長

今後耕作される方の確認をしておりますませんでしたので、そのあたりがどうなのかなと思えました。

報告第1号につきまして、お目通しをお願いします。

各自書類確認

会長

ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

■■■委員

プラスチックの破片等あったと言われてましたが、おそらく耕作者が現地へ確認されたときには泥でまみれて分からなかったと思えます。確認された後に雨が降ったりして石ころや破片は土がろ過されてわかり、そして農業委員会が現地へ行かれたときに目についたと思えます。そのような事があったのであれば事務局より県の方へ連絡し、異物が混じっていると再度お願いされた方がいいと思えます。いつから耕作されるか分かりませんが問題になる前に一言言われた方が私はいいいと思えます。

事務局

担当者に異物の除去についてはお願いしたいと思えます。

会長

■■■委員さんの方から異物撤去のご意見がございました。特に気になるような数ではなかったですが、耕作される方がどの程度できるかどうかでございますので、事務局より指導していただければと思えます。

他にございませんか。無いようでしたら報告第1号 公共工事の施行に伴う農地の

復元に係る完了報告書の受理について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで受理いたします。続きまして、報告第2号 農地転用工事（農地法第5条申請）の完了報告書の受理については、3件ございます。番号1～3を続けて事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地転用工事（農地法第5条申請）の完了報告書の受理について、ご説明します。農地法第5条第1項の規定による許可した一時転用の案件について、完了報告を3件受付ていますので、1件毎ご説明します。

資料2頁をお開き下さい。番号1 譲受人は■■■■の■■■■さん、譲渡人は■■■■の■■■■さんです。申請の土地は、川本町大字■■■■、地目は畑、面積は■■■■㎡です。

転用理由としては、国土交通省発注工事で工事施工箇所への仮設進入路と資材置き場として使用するという事です。一時転用の期間は、令和3年2月22日からであり、農地復元年月日は、令和3年7月1日です。報告者に確認したところ、農地の復元完了後に地権者へ確認し承諾を得たとのことです。

位置図については、現地写真を資料97頁、農地図を資料98頁に掲載しています。

また現地の状況について、7月15日(木)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。以上で、番号1の説明を終わります。

続きまして番号2、資料2頁にお戻りください。番号2 譲受人は■■■■の■■■■さん、譲渡人は■■■■の■■■■さんです。申請の土地は、川本町大字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。

転用理由としては、国土交通省発注工事で工事施工箇所への仮設進入路と資材置き場として使用するという事です。一時転用の期間は、令和3年2月22日からであり、農地復元年月日は令和3年3月31日です。こちらにつきましても報告者に確認したところ、農地の復元完了後に地権者へ確認し承諾を得たとのことです。

位置図については、現地写真を資料102頁、農地図を資料107頁に掲載しています。

また現地の状況につきましては、7月15日(木)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料103頁に確認写真を掲載しています。以上で、番号2の説明を終わります。

続きまして番号3、資料2頁にお戻りください。譲受人は■■■■の■■■■さん、譲渡人は■■■■の■■■■さんです。申請の土地は、川本町大字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。こちらについても報告者に確認したところ、農地の復元完了後に地権者へ確認し承諾を得たとのことです。

位置図については、現地写真を資料106頁、農地図を資料107頁に掲載しています。

また現地の状況につきましては、7月15日(木)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料108頁に確認写真を掲載しております。

以上で番号1～3、報告第2号の説明を終わります。

会長

報告第2号の3件につきまして、委員さんと私で現地調査へ行ってきました。まず資料95頁の隣にある所有者がさんの土地について報告します。現地作業員5、6名で石の撤去をされているような状況でした。写真のようにきれいに整地をされたところでして、施工前は草が生え耕作されていたかと思います。一時転用後は真砂土が引いてあり放棄はされてはいないようですが、今後作物するのであれば残土処理する必要があるかと思います。仕上がりはきれいにされていた状況です。

資料100・104頁は隣の河川間区域でさん、さんが所有者です。確認したところ先ほど説明したように、4筆が一枚にされており不在地主のため確認ができてないですが、中間管理機構も絡んでおります。

委員さん、何かございますか。

委員

先ほど会長が言われたのと同意見です。どちらもほぼ復旧されているなど感じました。

会長

当初の要望は、今年度に作付できるように工事が終わってほしいという状況でしたが、現時点では耕作は間に合わないと思います。書類では進捗状況の出来高が無記入ですので出来高100パーセントなのかなと思ってみたりもします。

以上で報告を終わりますが、書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

質疑に何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

委員

の4筆を一枚にされ中間管理機構をされているようですが、今年度中に中間管理機構を経由しての耕作の配分計画はあるのですか。

事務局

耕作される方は決まっておりますので、そのようなかたちで動く予定です。

委員

作物は水稲ですか。

事務局

はい。水稲です。

委員

水稲なのに今年度中に配分をされるのですか。今年は作付できませんよね。

事務局

今年はできませんが利用権設定に関しては動いております。

委員

作付しないのに今年度、賃借料を払わないといけないのですか。

事務局

そのあたりも当事者間でタイミングの問題もありますし話されると思います。

委員

配分は未だされていないですよ。作付されていないのに賃借料については、当事者間でうまくいくよう話されると思うのですが。

事務局 1 1月末に締めがあると思います。やり方があるかと思いますが中間管理機構や当事者と相談しながら対応していきます。

委員 []の後ろですが報告書では完了期日が3月31日とありますよね。その後に区画整備されたのですよね。区画整備が終わってこの報告書が出されたのか、どのように解釈すればいいですか。4筆を一枚にしたのは地域整備課が工事したのですよね？

事務局 地域整備課です。これにつきましては、正確な日にちは当該事業の資料がないため分かりませんが、最近完了したということです。

委員 3月31日に完了報告があり、この度の報告事項として7月に報告されたのですが、4月～6月と3ヶ月半の間がありますよね。期間が開いているのは区画整備と関係があるのですか。

事務局 間が空いた理由としては、資機材置場としては3月31日時点で終わっておりましたが、区画整備事業が若干残っていたのと、[]のもう一つの国交省事業と合わせて今回提出がありました。

委員 私が思ったのは石があったと言われていましたが、石は堤防工事関係なのか区画整備しているときに下から出てきたのか、責任の所在がはっきりしていないのです。事務局から県や業者へ言ったとしても、どちらがどうかと責任の所在がはっきりしなくなると思います。

完了報告が3月31日であれば5月の農業委員会で本来なら報告するべきです。期間が開きすぎているので、耕作するのが分かっていたら早めに報告して次の区画整備に入られた方が良かったのではという気がします。

事務局 遅滞ないよう報告いただくのと、工期が遅れるなら延期願を提出していただくよう事業者さんへはお願いしたいと思います。

委員 確認ですが[]が資機材置場で使用していた2筆は3月31日が完了し、隣接している県の土木の堤防工事については6月30日で完了報告なっていますよね。この[]と県の土木と合わせて一枚にしていますよね。その工事というのは、高低差がないところの間をとって一枚にする工事ではなかったですか。最終的に4筆を一枚にするから土木の工事が終わるまで全体的に窪倒しができなかったと私は理解していましたが、そうではないですか。

事務局 県の事業は河川の工事なので直接的な関係はありません。

会長 今後、問題になるのは利用権設定されている方の賃借料が発生するかしらないかです。耕作者の原因で耕作できないのではなく、他の問題で耕作できないため賃借料が発生しないような手続きができればなどと思います。

■■■■の施行されたところについて、完了報告書が3月31日であり3ヶ月以上経っているため、それによって耕作できなかったようなことであれば賃借料の責任度合いも変わってくると思います。

事務局

賃借料につきましては、今年度は耕作されていないのがありますので、利用権設定するにあたっては気を付けて設定をしなければと思っております。工事の完了受理につきましては、注意して対応します。

会長

賃借料については、中間管理機構へ納めるのですよね。中間管理機構が免除する・しないとの考え方は、ここでは分からないですよね。

■■■委員

所有者と中間管理機構との契約は既に済んでいますか。

事務局

確認とらないと分かりません。

会長

傍聴に中間管理機構の■■■さんが来られていますので、ご意見をお伺いしてもよろしいでしょうか。

■■■さん

農地耕作条件改善事業が絡んでくるかと思いますが、この農地耕作条件改善事業というのは圃場を整備して、担い手に貸しやすい条件で、その後に契約しております。賃借料につきましては、6月末までに配分計画を結んでなければその年の賃借料は払わないということになっておりますので、これに関しては7月の段階となっておりますので、賃借料は払わないとなっております。

会長

ただいま■■■さんの方から説明がございました。はっきりしたことは後日にしていただければと思います。他にご質問・ご意見等ございませんか。無いようでしたら採決に移ります。報告第2号 農地転用工事（農地法第5条申請）の完了報告書の受理について（番号1～3）、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、受理いたします。内容につきまして、質問等ございますので整理して後日お願いしたいと思います。

続きまして報告第3号 農地利用配分計画の認可の公告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

続いて報告第3号 農地利用配分計画の認可の公告について、ご報告します。資料109頁をお開き下さい。令和3年6月22日付け農第35号の9により、島根県農林水産部農業経営課長から当委員会会長に対し農用地利用配分計画の認可の公告について通知がございましたので報告します。

資料111頁をお開き下さい。町に関係する方が4名おられます。認可に係る農用地利用配分計画の概要として、賃貸借による権利の設定を受ける者は、■■■さん、

■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんです。

また現地の状況につきましては、7月13日(火)に■■■■委員と■■■■委員、7月15日(木)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料112頁～119頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

会長

報告第3号につきましては、以前、利用集積計画の中でしたものが、今回農地利用配分計画で公告されたものでございます。これについて、何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら報告第3号 農地利用配分計画の認可の公告について承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで承認いたします。それでは報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第3条の3の規定に届出について、ご報告します。相続等の届出を1件受理しています。資料2頁をお開き下さい。

届出人は■■■■さんです。(故)■■■■さんからさんから、■■■■さんへ畑■■■筆、面積■■■■㎡を相続されております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

会長

申請者の住所は？■■■■さんはお母さんですか。

事務局

住所は大字■■■■です。お母さんです。

会長

これについて何かご質問・ご意見等ございますか。無いようですので報告第4号につきましては、受理いたします。

以上、本日提出いただいた議案1件、報告事項4件について終了いたしますが、確認事項ありますのでお願いします。それでは「その他」についてお願いします。

「その他」

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
